

香川県報



第 57 号

平成 15 年

7月22日(火曜日)

告 示

●公平委員会の事務の受託

平成十五年度自衛官の募集

道路の区域変更

道路の位置指定

公 告

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

特定計量器定期検査の実施

土地改良事業に係る換地計画の適否決定

開発行為に関する工事の完了

選挙管理委員会告示

●公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となるべき病院の指定

告 示

香川県告示第四百十五号

香川県は、三木・長尾葬斎組合の公平委員会の事務を次の規約により受託する。

平成十五年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三木・長尾葬斎組合と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(公平委員会の事務の委託)

目 次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

(自治振興課)

(危機管理課)

(道路保全課)

(建築課)

(経営支援課)

(計量検定所)

(土地改良課)

(都市計画課)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、三木・長尾葬斎組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。
(経費)
第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。
(その他必要な事項)
第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、甲及び乙が告示した日から施行する。

香川県告示第四百十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、平成十五年度自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の募集について次のとおり告示する。
平成十五年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 募集期間

平成十五年八月四日（月）から同年九月十日（水）まで

二 試験期日

1 男子

(一) 平成十五年九月二十七日（筆記試験）

(二) 平成十五年九月二十八日から同月三十日までのうち指定された日（口述試験等）

2 女子

平成十五年九月二十六日

三 試験場の位置及び名称

位 置	名 称	備 考
善通寺市南町二丁目一番一号	陸上自衛隊善通寺駐屯地	
高松市松島町一丁目一五番一号	高松市市民文化センター	男子筆記試験のみ

四 その他

この試験に関する問い合わせは、自衛隊香川地方連絡部(高松市塩上町三一一五 電話番号〇八七 八三一 〇三三二)に連絡すること。

香川県告示第四百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年七月二十二日から同年八月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 先林姫浜線(二百四十四号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前後別	敷地の幅員 (メートル)		
三豊郡豊浜町大字姫浜字下喜吐地 八九二番一地从先から	前	六・五	三二六	道路改修工 事による現 道拡幅
	後	一六・六		
三豊郡豊浜町大字姫浜字上林七二 四番一地从先まで	前	一四・〇	三二六	
	後	五〇・〇		

香川県告示第四百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第十号
- 二 指定年月日 平成十五年七月九日
- 三 指定道路の位置 木田郡三木町大字田中字中免二七二二一及び二七二二二
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・八メートル
延長 二六・七五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において縦覧に供する。

公 告

香川県告示第四百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社キヨーエイ
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
キヨーエイ空港店
- 3 変更しようとする事項
香川郡香川町大字川東字中村五〇三番地ほか

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者	変 更	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
	前後別		

株式会社キヨーエイ		後	前
後	前	午前九時三十分	午前九時
後	前	午前九時三十分	午後九時
後	前	午前九時三十分	午後九時

(一) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十五分から午後九時十五分まで

変更後 午前九時十五分から午前零時十五分まで

4 変更年月日

平成十五年八月一日

二 届出年月日

平成十五年七月十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

香川町経済課

2 縦覧期間

平成十五年七月二十二日(火曜日)から同年十一月二十五日(火曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目に記載した書面を本日から四月以内(平成十五年十一月二十五日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び香川町経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第四百七十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号に掲げる場合に該当するものを除く。)の定期検査を次のとおり実施する。

平成十五年七月二十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 定期検査の対象となる特定計量器

非自動ばかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第一号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

二 定期検査を行う区域、期日及び場所

別表のとおり

別表

検 査 区 域 (丸亀市)	検 査 日 時	検 査 場 所
津島町・今津町 ・中津町・金倉町・新田町	10月7日(火) 10:00~14:00	香川県農協城埠支店
垂 水 町	10月8日(水) 10:00~11:30	丸亀市垂水ロコミュニケーションセンター
川 西 町	13:00~15:00	丸亀市川西ロコミュニケーションセンター

飯野町	10月9日(木)	10:00～11:30	丸亀市飯野コミュニケーションセンター
土器町・城東町	10月9日(木)	13:00～15:00	丸亀市土器コミュニケーションセンター
一番丁・六番丁・七番丁・八番丁・九番丁・十番丁・幸町・南条町・城南町・城西町・西本町・天満町・昭和町・中府町・蓬萊町	10月15日(水)	10:00～15:00	丸亀市役所
御供所町・富士見町・北平山町・瓦町・土居町・風袋町	10月16日(木)	10:00～15:00	丸亀市役所
宗古町・藪町・米屋町・港町・松屋町・西平山町・魚屋町・高屋町	10月17日(金)	10:00～15:00	丸亀市役所
三条町・都家町	10月20日(月)	10:00～11:30	香川県農協都家支店
田村町・杵原町・山北町・原田町	10月20日(月)	13:00～15:00	香川県農協城南支店
前塩屋町・塩屋町・福島町・新町・浜町・新浜町・塩飽町・本町・大手町・通町	10月21日(火)	10:00～15:00	丸亀市役所
広島町・手島町	10月22日(水)	10:30～12:00	丸亀市役所広島支所

本島町・牛島町	10月23日(木)	11:00～12:00	丸亀市役所本島支所
丸亀市全域 (再検査)	10月28日(火)	10:00～12:00	丸亀市役所

香川県公告第四百七十九号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、東かがわ市の土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(横断道関連)小坂地区)の換地計画について適宜とする旨決定した。
 その関係書類を東かがわ市事業部経済課において平成十五年七月二十九日から同年八月十八日まで縦覧に供する。
 平成十五年七月二十二日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百八十号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。
 平成十五年七月二十二日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 仲多度郡多度津町大字葛原字御給六三三 一、六三四 一、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九 一、六四〇 一、六四一 一、六四二 一、六四三、六四四、六四五及び六四六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 綾歌郡綾歌町岡田東一九二五番地
 株式会社 回天
 代表取締役 岡本 英之

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第六十四号
 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号

の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。
平成十五年七月二十二日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護老人保健施設ひまわり	東かがわ市三本松一六六五―一	平成十五年七月十一日
太田病院	東かがわ市三本松一七五八	平成十五年七月十一日

平成十五年七月二十二日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています